

埼玉県特定非営利活動促進基金団体登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県特定非営利活動促進基金（以下「埼玉県NPO基金」という。）による助成を受けようとする団体の登録について必要な事項を定める。

(登録の要件)

第2条 次の各号のいずれかに該当する団体は、埼玉県NPO基金への団体の登録を申請することができる。

(1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）に定める特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）で、次のいずれにも該当する団体

- イ 主たる事務所の所在地が埼玉県内であること
- ロ 特定非営利活動を行う区域が主として埼玉県内であること
- ハ 法第29条に規定する書類（事業報告書、収支計算書等）をすべて所轄庁に提出していること
- ニ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと

(2) 市民活動団体やボランティア団体などの任意団体（以下「任意団体」という。）のうち、次のいずれにも該当する団体

- イ 活動を行う区域が主として埼玉県内であること
- ロ 申請時において埼玉県との協働事業を行うものであること又は申請時から1年以内に埼玉県との協働事業を行った実績を有するものであること
- ハ 法第2条第2号に該当する団体であること
- ニ 団体の役員が法第20条各号に該当しないこと
- ホ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと

(登録の申請)

第3条 前条の団体が登録を希望するときは、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 所轄庁が埼玉県知事であるNPO法人

- イ 埼玉県NPO基金団体登録申請書（様式第1号）
- ロ 知事が必要と認める書類

(2) 所轄庁が内閣府であるNPO法人

- イ 埼玉県NPO基金団体登録申請書（様式第1号）

- ロ 法人設立認証時に所轄庁に提出した法第10条各号に規定する書類の写し
- ハ 直近2か年に所轄庁に提出した法第29条に規定する書類（事業報告書、収支計算書等）の写し
- ニ 知事が必要と認める書類

(3) 任意団体

- イ 埼玉県NPO基金団体登録申請書（様式第1号）
- ロ 埼玉県との協働事業を行うための協定書又はこれに準ずるものの写し
- ハ 団体の規約又はこれに準ずるもの
- ニ 団体の役員名簿及び会員名簿
- ホ 直近2か年の事業報告書及び収支計算書又はこれに準ずるもの
- ヘ 団体目的等についての確認書（様式第2号）
- ト 成年被後見人等に該当しないことについての確認書（様式第3号）
- チ 知事が必要と認める書類

(登録の決定)

第4条 知事は、前条の申請を受理したときは、埼玉県NPO活動促進助成運営委員会設置要綱（平成16年4月1日施行）により設置されている埼玉県NPO活動促進助成運営委員会（以下「助成運営委員会」という。）の定める審査基準によって審査する。

- 2 知事は、前項の審査に基づき、埼玉県NPO基金登録団体（以下「基金登録団体」という。）として登録することを決定するものとする。
- 3 助成運営委員会は、あらかじめ基金登録団体の審査基準を定めるものとする。

(決定の通知)

第5条 知事は、前条の規定により団体を登録することを決定したとき又は登録しないことを決定したときは、当該団体に通知するものとする。

- 2 前項のうち、団体を登録することを決定したときの通知は、埼玉県NPO基金団体登録決定通知書（様式第4号）による。

(登録の変更)

第6条 基金登録団体は、第3条に掲げる書類の内容に変更があったときは、埼玉県NPO基金団体登録変更届（様式第5号）に、変更後の書類を添えて速やかに知事に届け出なければならない。

(登録の期間)

第7条 登録は、第5条の規定による通知の日から同日以後3年を経過する日までの期間とする。

- 2 期間満了後、引き続き又は改めて登録を希望する団体は、この要綱の定めるところにより登録の手続きを行うものとする。

(登録の抹消)

第8条 知事は、基金登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消することができる。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったと認められるとき
- (2) 偽りその他不正の手段により登録されたと判明したとき
- (3) 当該団体から登録抹消の申し出があったとき
- (4) その他知事が特に必要があると認めるとき

(書類の公開)

第9条 知事及び基金登録団体は、第3条に掲げる書類を一般に閲覧させるほか、ホームページに掲載するなど積極的に公開し、当該団体の活動内容等を周知しなければならない。

- 2 前項の閲覧を行う場所及び時間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 知事 総務部NPO活動推進課
月曜日～金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）
8時30分～17時45分
- (2) 基金登録団体 団体の事務所又は団体が指定する場所
団体が指定する時間

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、団体の登録に関し必要な事項は、NPO活動推進課長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。